

高浜発電所に係る安全協定等の整理

第2回滋賀県原子力防災専門会議 資料7
平成28年(2016年)2月8日(月)
防災危機管理局原子力防災室

滋賀県

■ 安全確保に関する通報連絡等協定書(p1)

(県↔関電)

- 輸送計画連絡
- 平常時および異常時の情報連絡
- 損害の補償
- 地域防災対策との連携

■ 原子力安全対策連絡協議会設置要綱(p5)

(県)

- 所掌事項に安全確認に関する項目の追加

■ 滋賀県原子力防災対策への協力(p7)

(県↔関電：県からの要請に対する回答)

- 原連協への協力
- 安全確保等に関する確認書への協力
- 琵琶湖への配慮
- 協定内容充実に向けた協議の継続

■ 滋賀県のエネルギー政策への協力(p11)

(県↔関電：県からの要請に対する回答)

- 県のエネルギー政策に、関電として具体的に連携協力

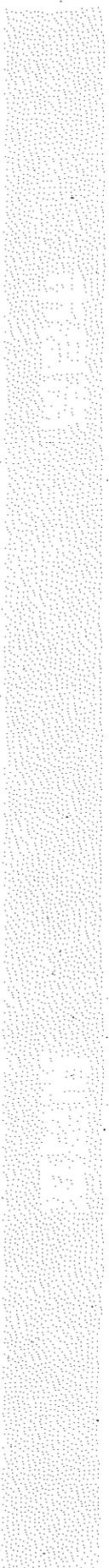
高島市

■ 安全確保等に関する確認書(p15)

(市↔県)

- 情報連絡
- 損害の補償
- 原子力防災対策

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS



THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

**高浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書**

**滋 賀 県
関 西 電 力 株 式 会 社**

高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、関西圏住民の水源である琵琶湖の環境を保全することの重要性を念頭に置き、乙の高浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第2条 乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新増設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の調査報告

（異常時における連絡）

第4条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第5条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第6条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第7条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第8条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条および第3条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第4条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第10条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第11条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力事業者」という。）が福井県内に設置する原子力施設に係る諸課題について、県と市町が定期的に情報共有および協議を行い、もって原子力防災対策の推進を図り、県民の安全を確保するため、滋賀県原子力安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項を情報共有し、協議する。

- (1) 本県の要請に基づき、原子力事業者から説明、連絡または回答を受けた次の事項
 - ・本県が、専門家等とともに原子力施設の安全性について確認を実施した結果
 - ・原子力施設等に重要な変更が行われる場合に、本県が事前に受けた説明
 - ・原子力施設に、停止等の特段の措置を講ずる必要が生じた場合に、事象・原因・対策等について本県が受けた説明
 - ・原子力発電所が事故等の原因による停止から運転を再開する際に、本県が事前に受けた説明
- (2) 県民の安全確保に係る諸課題
- (3) 県内の環境保全に係る諸課題
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

下線部：新規追加内容

(協議会の構成)

第3条 協議会は、滋賀県および県内市町で構成し、その構成員は、県および市にあっては、原子力防災担当部長、町にあっては原子力防災担当課長をもって充てる。ただし、その他の職の者をもって充てることを妨げない。

第4条 協議会に、会長および副会長を置く。

2 会長は、滋賀県防災危機管理監（滋賀県防災危機管理局長事務取扱）をもって充て、副会長は会長が指名するものをもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(オブザーバー)

第6条 協議会の会議には、原子力事業者、国および構成員以外の地方公共団体の職員ならびに学識経験者等に、オブザーバーとして参加を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県防災危機管理局で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

関西電力株式会社
取締役社長 八 木 誠 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県原子力防災対策への協力要請について

県民の更なる安全・安心確保と不安感軽減のため、原子力防災対策の推進に係る下記項目への連携協力を要請します。

記

1. 滋賀県原子力安全対策連絡協議会への協力について

本県は、平成28年1月25日付で、「滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱」を添付のとおり改正しました。

つきましては、本要綱の趣旨を尊重し、協議会で情報共有する原子力発電所の安全確認に係る次の項目について、本県との連携協力を誠意をもって対応し、滋賀県住民の不安感軽減に努めることを要請します。

- ・本県が、専門家等とともに原子力発電所の安全性について確認を実施した結果。
- ・原子力施設等に重要な変更が行われる場合に、本県が事前に受けた説明。
- ・原子力発電所に、停止等の特段の措置を講ずる必要が生じた場合に、事象・原因・対策等について本県が受けた説明。
- ・原子力発電所が事故等の原因による停止から運転を再開する際に、本県が事前に受けた説明。

2. 高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書への協力について

本県および高島市は、平成28年1月25日付で、「高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書」(以下「確認書」という。)を締結しました。

つきましては、本確認書の趣旨を尊重し、適切に対応されるよう要請します。

3. 琵琶湖への配慮について

近畿1,450万人の命の水源地である琵琶湖と、その集水域を預かる本県の特殊性を認識し、琵琶湖への配慮を具体的に講じることを要請します。

4. 原子力安全協定の内容充実に向けた協議の継続について

原子力防災に関する多重防護体制の実効性を更に高めるため、原子力安全協定の内容充実に向け、今後も引き続き協議を行うことを要請します。

関原発第 317号
平成28年 1月25日

滋賀県知事
三日月 大造 様

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

「滋賀県原子力防災対策への協力要請について」への回答について

平素は当社事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、滋賀県よりご要請いただいた標記の件につきましては、下記のとおり対応させていただきますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 滋賀県原子力安全対策連絡協議会への協力について

「滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱」の趣旨を尊重し、協議会で情報共有する原子力発電所の安全確認に係る次の項目にかかる滋賀県との連携協力を誠意をもって対応いたします。

- ・ 滋賀県による当社の原子力発電所の安全性確認の結果の報告
- ・ 当社の原子炉施設等の重要な変更にかかる説明
- ・ 当社の原子力発電所に停止等の特段の措置を講ずる必要が生じた場合の事象・原因・対策等の説明
- ・ 当社の原子力発電所が事故等の原因による停止から運転を再開する際の説明

2. 高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書への協力について

高浜発電所の安全確保に万全の措置を講じるとともに、平成28年1月25日付で締結された「高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書」に関し、誠実に対応いたします。

3. 琵琶湖への配慮について

近畿1,450万人の命の水源である琵琶湖と、その集水域を預かる滋賀県の特殊性を認識し、事故発生時における琵琶湖への影響を監視できる仕組みの構築に協力させていただきます。

具体的には、各原子力発電所において原子力事業者防災業務計画にて定める警戒事象の発生により原子力防災体制を発令し、解除するまでの期間、当社でも琵琶湖および流入河川水を数ヶ所試料採取するとともに、当社所有の測定装置により分析を実施し、分析結果を滋賀県緊急時モニタリング本部に定期的に連絡することとさせていただきます。

4. 原子力安全協定の内容充実に向けた協議の継続について

地域の皆さまの安全・安心の確保につながるよう、事業者として、滋賀県との協定をしっかりと運用してまいります。

また、当社としては、引き続き、滋賀県との意見交換等を行うとともに、安全協定の内容充実にかかる具体的な要請に対し、真摯に対応してまいります。

以上

滋 防 危 第 7 3 号
平成28年(2016年)1月25日

関西電力株式会社
取締役社長 八 木 誠 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県のエネルギー政策への連携協力について

滋賀県は、現世代はもとより、将来世代も持続的に実感できる「新しい豊かさ」をエネルギーの分野からも実現するため、「社会」「環境」「経済」の各側面からの要求をも同時に満たす、持続可能な新しいエネルギー社会の実現を目指しています。

つきましては、本県のエネルギー政策に関して連携協力いただきますようお願いいたします。

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

関原発第 318号
平成28年 1月25日

滋賀県知事

三日月 大造 様

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

滋賀県のエネルギー政策への連携協力要請に対する回答について

当社は、関西地域に根ざした事業者として、地域のみなさまの良きパートナーとして、「共に考え、共に未来を創る」という思いのもと、地域社会の活性化と発展につながる取り組みを進めてまいりました。

滋賀県の施策につきましても、当社がこれまで蓄積してきたさまざまな知見などを活かし連携させていただきたく存じます。

以 上

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

學 生 的 學 習 狀 況

高浜発電所に係る安全確保等に
関する確認書

滋
高

賀
島

県
市

高浜発電所に係る安全確保等に関する確認書

滋賀県（以下「甲」という。）および高島市（以下「乙」という。）は、関西電力株式会社高浜発電所（以下「発電所」という。）に関する必要な情報の共有等について、次のとおり確認書を締結する。

（情報連絡等）

第1条 甲は、関西電力株式会社（以下「事業者」という。）と締結した「高浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、事業者から各種の連絡を受けた場合は、直ちに乙に対しその情報を連絡する。

（損害の補償）

第2条 乙は、発電所の保守運営に起因して、乙の住民が損害を被った場合は、直ちに甲に損害の状況を報告する。

2 甲は、乙からの損害状況等の報告を受けた場合は、直ちに協定書第5条「損害の補償」の規定に基づき、必要な対応を講ずるものとする。

（原子力防災対策）

第3条 乙は、甲に対し、協定書第6条「原子力防災対策」の規定に基づき、必要な事項を要請することができる。

2 甲は、乙の要請があったときは、事業者に対し必要な対応を求めるものとする。

（その他）

第4条 本確認書に定める事項について、改定すべき事由が生じたとき、または本確認書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定める。

この確認の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明